

## 第3回古平町議会定例会 第1号

令和3年9月15日（水曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第27号 古平町医療・福祉施設等事業運営基金条例案
- 5 議案第28号 令和3年度古平町一般会計補正予算（第4号）
- 6 議案第29号 古平町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案
- 7 議案第30号 古平町過疎地域における固定資産税及び都市計画税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 8 議案第31号 古平町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 9 報告第3号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率について
- 10 報告第4号 令和2年度決算に基づく資金不足比率について
- 11 同意第3号 古平町教育委員会委員の任命について
- 12 認定第1号 令和2年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について
- 13 陳情第2号 2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書について  
（総務文教常任委員長報告）
- 14 陳情第4号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について  
国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする  
意見書の採択を求める陳情
- 15 陳情第5号 「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」  
を求める陳情
- 16 陳情第6号 「特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制  
標準の改善」を求める陳情
- 17 陳情第7号 「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める陳情
- 18 陳情第8号 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書採  
択についての要望書
- 19 陳情第9号 「保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書」（案）  
採択を求める陳情書
- 20 陳情第10号 人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土  
砂採取計画」の断念を国に要請することにかかる議員提案の要請

### ○出席議員（10名）

議長 10番 堀 清 君  
 2番 逢見 輝 統 君  
 4番 寶福 勝 哉 君  
 6番 高野 俊 和 君  
 8番 山口 明 生 君

1番 木村 輔 宏 君  
 3番 真貝 政 昭 君  
 5番 梅野 史 朗 君  
 7番 岩間 修 身 君  
 9番 工藤 澄 男 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	成 田	昭 彦	君
副 町	長	奥 山	均	君
教 育	長	三 浦	史 洋	君
総 務 課	長	細 川	正 善	君
町 民 課	長	五 十 嵐	満 美	君
保 健 福 祉 課	長	和 泉	康 子	君
産 業 課	長	岩 戸	真 二	君
建 設 水 道 課	長	高 野	龍 治	君
会 計 管 理 者		関 口	央 昌	君
教 育 次 長		本 間	克 昭	君
総 務 係 主 査		人 見	完 至	君
財 政 係 主 査		湯 浅	学	君

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 岩	豊 君
議 事 係 長	澤 口	達 真 君

開会 午前 9時55分

○**議会事務局長（白岩 豊君）** 本日の会議に当たりまして出席状況についてご報告申し上げます。  
ただいま議員10名全員が出席されております。  
説明員は、町長以下12名の出席でございます。

◎開会の宣告

○**議長（堀 清君）** ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。  
よって、会議は成立します。  
ただいまから令和3年第3回古平町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○**議長（堀 清君）** 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○**議長（堀 清君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、6番、高野議員、7番、岩間議員を指名します。

◎議会運営委員長報告

○**議長（堀 清君）** ここで、去る9月7日に開催されました議会運営委員会での決定事項を議会運営委員長から報告していただきます。

議会運営委員長、工藤澄男議員、報告願います。

○**議会運営委員長（工藤澄男君）** 聞こえないと困りますので、ちょっとマスクを外させていただきます。

それでは、私のほうから去る9月7日開催いたしました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日9月15日から9月21日までの7日間とするものです。

議事の日程でございますが、お手元に配付の会期予定表及び議事日程に基づき、取り進めるものといたします。16日は、決算審査特別委員会開催のため休会といたします。なお、17日の本会議は、決算審査特別委員会終了後、時間を繰り下げて開催する運びといたします。

決算につきましては、各会計の提案理由の説明が終わり次第、全員による決算審査特別委員会を設置しまして、これに付託して審議することとします。また、慣例により、委員長には副議長を、副委員長には総務文教委員長を充てることといたします。審査の方法でございますが、一般会計の歳入につきましては3款程度に分けて、また歳出につきましては款ごとに区切って質疑を行います。他の会計につきましては、歳入歳出一括で質疑を行います。また、質疑は一問一答で継続して行い、ほかの人に移ったときは再質疑はできないことといたします。それから、一問一答ですので、一度

に数項目にわたって質疑すること、また決算でございますので、予算的な質疑にならないようご留意願います。決算特別委員長におかれましては、その点をよろしくご配慮いただきたいと思います。討論は本会議で行いますので、委員会では省略することにします。採決については、全会計一括で採決する運びといたします。次に、本会議での質疑でございますが、議員全員で構成されます特別委員会で質疑を行いますので、省略します。討論、採決については、例年どおり一括で行うことといたします。

次に、総務文教委員長から同委員会に付託されておりました陳情第2号につきましては採択すべきの報告がありました。本会議で採択の上、本定例会中に意見書を提出する運びといたします。

また、今定例会に7件上がっております陳情でございますが、第6号につきましては本会議で採択の上、定例会中に意見書を提出する運びといたします。また、陳情4号、5号、7号、9号、10号につきましては総務文教委員会に、陳情8号につきましては産業建設常任委員会にそれぞれ付託するものといたします。また、全国積雪寒冷地振興協議会からの意見書の提出要請がございました。豪雪地帯対策特別措置法の改正等に関する意見書が来ております。北海道町村議会議長会からの意見書が提出されてございました。コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書及び国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書につきましては、本会議で採決する運びといたします。

最後に、一般質問を説明いたします。一般質問は一問一答方式で、質問回数は1件3回までとし、質問ごとに質問、答弁、再質問、再答弁、再々質問、再々答弁というように繰り返し行ってください。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます委員長の報告を終わります。

○議長（堀 清君） 議会運営委員長の報告を終わります。

#### ◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月15日から9月21日までの7日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日9月15日から9月21日までの7日間に決定しました。

#### ◎日程第3 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、例月現金出納検査報告、令和3年北後志消防組合議会第2回定例会議決結果、令和3年北後志衛生施設組合議会第2回定例会議決結果、令和3年第1回後志広域連合議会臨時会議決結果の4件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもって代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（堀 清君） 本日は定例会でございます。町長より行政報告の申出がありましたので、これを許します。

○町長（成田昭彦君） 第2回定例会以降の主立った事務事業等の執行状況及びその概要につきまして行政報告させていただきます。

まず、1点目は中心拠点誘導複合施設等の建設についてでございます。役場庁舎と文化会館の機能を併せ持つ複合施設及び防災棟については、現在複合施設は各階の内装工事、防災棟は内装工事と外壁塗装を行っており、進捗率はそれぞれ84%、65%と順調に進行しております。この超大型事業を進めるに当たり、役場内部では関係各課で構成する複合施設等建設検討会議を組織し、役割分担しながら横断的に取り組んでいるところであります。また、建設工事の概要について改めて町民の皆様への説明する機会として町民懇談会を9月1日、2日に予定しておりましたが、新型コロナウイルスに伴う緊急事態宣言が発出されたことから、やむなく延期したところであります。再度日程調整を行い、私の政治信条であります対話と融和と連携による町民参加のまちづくりを実践したいと考えております。

2点目は、電源立地地域対策交付金についてでございます。神恵内村で行われている文献調査に伴う電源立地地域対策交付金については、7月21日に開催しました議会全員協議会での議員各位のご意見を踏まえ、7月29日開催の関係町村会議で正式に神恵内村長に受け取りの希望を伝え、8月4日の同会議で7,500万円の配分提示を了承したところであります。私としては昨年12月に町議会が北海道への核のごみ持ち込みに反対する意見書を可決していることは十分承知しており、古平町だけでなく、近隣町村、ひいては道内に核のごみの最終処分場を受け入れることについては反対であります。しかし、今回の交付金の受け取りについては文献調査の段階では核のごみが持ち込まれないこと、古平町の考えとは別に既に神恵内村で文献調査が始まっていること、その調査の手続の一つとして配分されるものであることから、今後発生するかもしれない風評被害対策として受け取りを希望したところであります。交付金については、国の交付要綱に基づき診療所の医師等の人件費など地域福祉の充実のために活用し、そこでの財政的な余力を風評被害対策等に充ててまいりたいと考えております。後ほど関連する条例案や補正予算案をご提案いたしますので、上程の際にはよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

3点目は、灯油等購入助成事業についてであります。灯油単価が高騰している状況を勘案し、低所得世帯が負担軽減できるよう灯油等購入助成事業を実施いたします。今年度は新型コロナウイルス禍であることから、年齢に関係なく町民税非課税世帯に対して1世帯1万円を助成します。実施につきましては、新型コロナ対策関連交付金を財源としますが、来年度以降につきましては交付金の有無にかかわらず福祉灯油事業として年齢制限を設け、継続実施する予定であります。後ほど関連する経費につきまして補正予算をご提案いたしますので、上程の際にはよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

4点目は、新型コロナウイルスワクチン接種についてでございます。北後志5町村が連携して行っているワクチン接種の状況は、現時点で本町の12歳以上の接種希望者のほぼ全員が予約済みとなっており、9月中には2回目の接種が終了できる見込みであります。このような状況から、これまでは町立診療所でワクチン接種外来の開設や団体等への巡回接種を行ってきましたが、今後は古平町ワクチン専用電話による相談業務は継続いたしますが、接種については北後志5町村で協議し、余市協会病院を中心に実施することとしました。なお、9月6日現在、1回目接種者2,358名、2回目接種者2,243名となっております。

5点目は、地域医療の推進及び介護医療院についてでございます。町立診療所である海のまくりクリニックは、令和元年度より常勤医の不在から限定的な診療となっておりますが、7月から常勤医が着任したことにより平日の毎日診療など地域の一次医療機関として安定的な運営を行っております。また、介護医療院開設準備の進捗状況であります。現時点では12月以降の開設に向け専門職の人員確保、施設の改修や備品購入などを進めているところであります。それに伴い、運営に必要な関係条例等の改正作業なども行っており、準備が整い次第議員各位にもお示ししたいと考えております。

6点目は、ふるさと納税についてでございます。本町のまちづくりの貴重な財源となっているふるさと納税ですが、8月2日からポータルサイトを1社追加し、寄附者の利便性を向上させるとともに、返礼品として特産品を広く全国にPRする体制をさらに整えたところであります。8月末の寄附等の状況につきましては、資料1に掲載しておりますので、後ほどご高覧ください。

7点目は、古平町事業支援給付金についてでございます。今年の事業収入が前々年同月と比べて50%以上減少した町内事業者に対して10万円を上限に支援する古平町事業支援給付金事業は、8月31日現在、48件から申請があったところであります。本事業は、新型コロナウイルス禍での事業継続などを目的に支援しているものでありますが、来年1月末までの申請期限でありますので、商工会や漁協と連携して制度の再周知や申請漏れが発生しないよう進めてまいります。なお、詳細な給付状況につきましては資料1に掲載しておりますので、後ほどご高覧ください。

8点目は、プレミアム商品券発行支援事業についてでございます。新型コロナウイルス禍の町民の生活支援及び町内の経済振興策として、古平町商工会が割増し率30%の第1弾プレミアム商品券を7月9日に販売したところであります。1冊5,000円で6,500円分使用できることから、販売した6,000冊全てが3日後には完売する盛況でありました。9月3日時点の換金率は54.4%と聞いており、一定程度の経済効果があったと考えております。また、11月にも割増し率20%の第2弾を予定していることから、新たな消費喚起につながり、さらなる経済効果に期待するところであります。

9点目は、上下水道料減免事業についてでございます。新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けている個人や事業所等の負担軽減のため9月までの予定で行ってきた上下水道料超過分の50%を減免する事業につきましては、いまだ新型コロナウイルスの終息が見通せない状況であることから、3か月間延長し、12月まで実施することといたしました。なお、町民の皆様への周知につきましては改めて行う予定であります。

会議などの開催状況及び事業概要については資料1に、各種工事委託業務の発注状況については

資料2にそれぞれ取りまとめしましたので、後ほどご高覧ください。

最後に、本定例会に付議します案件は、補正予算案1件、条例制定案1件、条例改正案2件、過疎計画の策定1件、報告2件、人事案件1件、令和2年度各会計決算認定1件の合計9件であります。これらの案件につきましては、ご審議の上、ご賛同くださるようお願い申し上げます。

以上申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（堀 清君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から教育行政報告の申出がありましたので、これを許します。

○教育長（三浦史洋君） 令和3年古平町議会第3回定例会の開会に当たり、私が教育長就任後初めての定例会でございますので、行政報告の前に所信の一旦を申し述べさせていただきます。

初めに、古平町教育大綱に掲げられた目標第1、新たな社会を生きる力を育む、子供たちに生きる力の基本となる確かな学力、豊かな心、健康な体を育み、知、徳、体のバランスの取れた人づくりを目指す。第2、子供の学びの環境を整える、子供たちが安心して学校生活を送り、教職員が子供たちと向き合う時間を確保できるようにする。第3、生涯を通じて学び続ける人を育む、町内の文化団体やスポーツ団体の活動を支援し、郷土の伝統芸能の伝承を進めます。

以上のことを基本理念に教育行政に取り組んでまいりたいと存じます。

さて、新しい図書館の整備についてご説明いたします。来年5月供用予定の新複合施設の2階に配置する町図書館が町民に愛され、魅力あるサービスを提供するために貸出し図書の実質を図り、ネットを活用した情報提供や乳幼児向けの読み聞かせの支援、児童青少年用図書の整備、高齢者向け大活字本の整備、利用の際の介助など様々な角度から検討を進めてまいります。その中で帰省学生の声、落ち着いて勉強できるスペースが図書館にあればよいのだがにぶるエリアを設けることや活字は苦手、目がすぐ疲れる人には耳で聞ける本を提供するなど時代に合ったサービスの導入を検討してまいります。生涯を通じ心の豊かさを支える図書館であることを目指していきたいと考えております。

ここで最近読んだある書物の一節をご紹介します。「世の中の流れが速まっている中で全てが効率と分かりやすさで語られるようになれば、何かをじっくり観察したり、考えたりする時間が際限なく削り取られ、社会に豊かさは失われていくばかりです。あらゆる物事は多面的で、様々な要素が複雑に絡み合っている。対面で話していても相手が何を考えているかは分からないものです。こちらの話にうなずいていたとしても全く別のことを考えていたりする可能性だってあるわけで、その可能性を考えずに分かった、分かり合えたと思ってしまうとおかしなことになります。軽々しく物事を理解しようとしないう、それこそが心理の暴走を止めるきっかけになると思います」。分かったつもりの恐ろしさを肝に銘じ、安易に分かったつもりにならないよう自分の知らないことに自覚的でありたいと思っております。

それでは、第2回定例会以降の主な事務事業の執行状況及びその概要について教育行政報告させていただきます。初めに、学校教育活動についてです。夏季休業期間も明け、小学校、中学校ともに通常の授業を行っています。授業形態としては、教師との対面のみとし、適切な距離を保てない児童生徒のグループワークは当分行わない、給食の配膳は教師のみで行う、黙食を守る等々の新型

コロナウイルス感染症対策を続けております。また、8月27日から北海道全域に3度目の緊急事態宣言が発せられ、小学校運動会は当初5月22日予定を8月28日に延期して実施する予定を急遽見直し、規模を縮小して同日、2学年ごとの3交代で体育参観として実施されました。当日は好天に恵まれ、5、6年生による伝統の南中ソーランはコロナを吹き飛ばすほどの力強さを感じました。なお、9月12までの緊急事態宣言は延長され、9月30までとされました。中学校の部活動については、緊急事態宣言中は原則中止としております。

次に、全国学力・学習状況調査についてです。令和3年度全国学力・学習状況調査は5月27日、全国一斉に行われ、当町は小学6年17名、中学3年11名全員が参加したことは前回報告済みです。今般文部科学省から全国都道府県別の調査結果が8月31日公表されました。北海道においては、全ての教科、国語と算数、数学の2教科で全国平均に届きませんでした。特徴として、中学校においては2教科とも全国の平均正答率との差が縮まって、改善の傾向が見られた一方、小学校においては2教科ともに全国との差が広まり、課題が見られる状況でした。今後道教委から北海道版結果報告書が示される予定であり、小中学校においても調査の分析結果を活用して今後の授業改善に役立てるように指導、助言を実施してまいります。

次に、児童生徒の事故についてです。8月19日午後3時頃、中学2年男子生徒が自転車で下校途中、浜町の町なかのある交差点で自動車と出会い頭の事故が発生しました。本人は右肘の骨折と顔、両腕に裂傷があり、命に別状はないが、全治2か月程度との診断です。現場から救急車で余市協会病院に搬送、診察の結果入院はせず、その日のうちに帰宅できております。中学校では後日全校集会を開いて、登下校の安全指導を実施しました。また、保護者宛てに学校安心安全メールで周知し、協力を依頼したところでした。

次に、学校給食です。地場産物の提供については、現在給食白米に古平産ななつぼしを使用し、農産物ではジャガイモ、カボチャ、ササゲ、鶏卵を、水産物ではイカ、タコを、畜産物では古平産三元豚を提供しております。なお、令和3年米についても当町ウルチ米作付農家4戸の協力が得られましたので、昨年度に引き続き古平産米を提供できる見込みとなっております。

次に、生涯学習、スポーツについてです。1月から延期の令和3年成人式については、お盆期間の8月14日に開催する旨対象者18名にご案内したところ、都合がつかない等、結果的に出席希望者はおりませんでした。やむを得ず中止いたしました。コロナ感染拡大傾向の時期にあったことも遠因となった感があります。

当町の大イベントの一つ、古平ロードレース大会につきましては、道内のコロナ感染拡大状況を踏まえ、参加者、町民などの健康と安全を考えた上で6月23日の実行委員会で開催中止が決定されております。

9月18日にクリーンフェスティバルを予定していましたが、緊急事態宣言延長のため中止といたしました。

また、町文化祭作品展示会及び発表会の開催可否については、町文化団体連絡協議会役員会に現在照会中ですので、近いうちに結論が出るところです。

少年少女わんぱく王国は7月27日、文化会館で町内の方を講師に招き、伝統の花だんご作り、た

らつり節踊りを習い、参加した9人の子供たちにとっては初めての経験でした。若いときに記憶することで伝統が受け継がれて守られていくことを期待しています。

8月11日には海洋センターで20人が参加してミニ運動会デイキャンプを行いました。対抗リレーで盛り上がり、夕食はカレーライス作りを体験し、感想文にはカレー作りが楽しかった等の声が聞かれました。

地域の方から伝統芸能を教わる姿や子供たち同士が協力し楽しそうに活動をする様子を見て、体験活動の重要性を再認識したところです。

さて、感染力が高いとされるデルタ株が主流となった今、教育活動においては様々な制約がありますが、安全対策、保健管理に配慮しながら学校教育、生涯学習、スポーツ事業を進めてまいります。

町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして、行政報告といたします。

なお、会議などの開催状況及び事業概要については、資料1に取りまとめましたので、後ほどご高覧ください。

○議長（堀 清君） 教育長の行政報告が終わりました。

これにて行政報告を終わります。

#### ◎日程第4 議案第27号

○議長（堀 清君） 日程第4、議案第27号 古平町医療・福祉施設等事業運営基金条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第27号 古平町医療・福祉施設等事業運営基金条例案について提案理由の説明をいたします。

議案の2ページと説明資料の1ページお開きください。説明資料につきましては、令和3年第3回説明資料と書かれた縦書きのものです。議案の2ページと説明資料の1ページ、お願いいたします。本件は、原発から出る高レベル放射性廃棄物、いわゆる核のごみの最終処分場選定に向けた文献調査が神恵内村で行われていることに伴い配分される7,500万円の交付金を今年度使用せず、基金に積み立てるため、新たに基金条例を制定するものです。あえて新しく基金条例を制定するのは、説明資料の1ページになりますが、そこの一番上、制定の趣旨のところに書いておるとおり、電源立地地域対策交付金を確実に執行し、実績を分かりやすくするために新たに基金条例を制定するものであります。

では、条例案の概略につきまして順次ご説明申し上げますので、議案の2ページを御覧ください。第1条では、本基金条例を設置するための目的として、町民の医療の充実及び福祉の増進を図るため基金を設置すると規定しております。

第2条では、基金に積み立てる額は予算の範囲内として、電源交付金で積み立てると規定しております。ただし、必要があれば交付金以外の財源で積み立てることもできると規定しております。

第3条では、積み立てた基金の保管方法として、確実に有利な方法で管理すると規定しております。

す。

第4条では、収益が生じた場合、つまり金融機関等に預けて利子がついた場合は一般会計に編入しなければいけないと規定しております。

第5条では、繰替え運用について規定しております。一般会計に一時的収支不足が生じた場合などに一時的にこの基金から借入れをすることができ、借りた額とその額を金融機関に預けていた場合に生じたであろう利子をつけて返済することを条件に借入れすることができると規定しております。

第6条では、基金を取り崩して処分できる場合について規定しております。条文では第1条の目的を達成するための事業に充てる場合に限り処分、つまり使うことができると規定しております。医療の充実及び福祉の増進を図ることが目的ですので、現時点では診療所や今後開設予定である介護医療院の医者や看護師等の人件費に充てる予定であります。

最後に、この基金の条例につきましては、公布の日から施行すると附則で規定しております。

以上で提案理由の説明を終わりますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 神恵内の文献調査に伴ってこの電源立法関係の交付金を、古平はその権利があるので、申請すると。自動的に古平町に配分される額ではなくて、改めて古平町が国に対して申請するという、そういう性格のものです。だから、関係するほかの町村で申請しない町村が出てきたと。これはうなずける話です。それと、もう一つ、議運で担当課長から確認できたことなのですけれども、このお金について支出する場合は会計検査院が入ると。基本的に毎年このお金については会計検査院のチェックが入るという認識であると。それが議運で確認されたことです。それで、一つ疑問なのは新聞報道でもされていますけれども、国に対して核のごみについて物申し上げることについてなかなかそれはちょっと言いづらくなるだろうという懸念がされています。私もそう思います。もらうことに同意した町村は、みんな泊の原発に関わる関連町村です。もらい慣れているので、こういうものはごく自然にもらう癖がついています。特に町民に問うたわけでもなく、ごく自然にいただいていると。拒否した町村については、町民や議会の強い意志があって、そして町長もそれに従う形で受け取りを拒否すると、申請しないという動きになっています。私隣の積丹町に古平町も倣えと。関連する漁協が、軒並み日本海の漁協がこの核のごみの文献調査については反対の意思表示をしていることからすれば、それと古平町議会が可決した意見書、町長も重々承知のことと書いていますけれども、ことからすれば、やっぱり古平町は拒否すべきであったというふうに考えるのです。財政的なことは、どこの町村も同じです。そういうふうに思います。それで、一般会計の補正でも7,500万上程していますけれども、お伺いします。来年も同額の受け取りを申請するつもりなのでしょうか。

○町長（成田昭彦君） ただいまの真貝議員のご意見でございますけれども、行政報告にも申し上げますけれども、あくまでも文献調査自体も神恵内自体で行っている問題でありまして、文献調査自体土を掘ったり、そういった作業するものではない。あくまでも机上、机の上で、だから論文

等、そういったもので実施するものでありまして、今の段階では神恵内に対してどうのこうのと私は言う気もございませんし、今はそれなりにこの7,500万については私は受け取るべきだというふうに考えております。そして、来年以降でございますけれども、これにつきましてはまだ分かりません。神恵内がどういう形で出てくるのか、そういったもの、今拒否している積丹町、あるいは北海道がどういう形になってくるのかというのはまだ現段階では分かりませんので、そういった中で判断してまいりたいと考えております。

それから、今こうしてやっている中で北海道によっても、本来であると北海道が近隣町村の配分等を行うことでございますけれども、私の記憶では以前北海道ではそういったことの事務方のことやっていたような記憶がございます。泊のときにそういった記憶がございます。今急遽、知事が替わったからかもしれませんけれども、そういった核抜き条例等に考慮して受け取らないということでございますけれども、これはまた今後どうなるか分かりませんので、その辺は来年度以降のことは来年度以降でまた議員皆様と協議してまいりたいと思っております。

**○3番（真貝政昭君）** 別な分野でいろんなお金がありますけれども、何々付という言葉がありますけれども、こういうのを一旦もらい始めてしまいますと癖になるのです。それで、寿都の町政に影響のある方が寿都の町長がこの文献調査について言及したときにそんなものに手つけるなど、そういう発言をされた報道がありました。私もそう思います。核のごみを国の方針で地下に埋めるというのは何もお金もらわなくてもお勉強できる話ですので、それは今町長がおっしゃった、または寿都や神恵内の町長たちが進めている考え方では納得できない論理ですので、私も到底理解することはできません。

それで、伺いますけれども、行政報告の中で核のごみを古平に受け入れることはできない、北海道に受け入れることはできないという意味を表明されました。積丹についても島牧等についても議会が条例を提案して可決成立したのですけれども、今の町長の行政報告では古平町にも核のごみを受け入れないという条例、制定できるというふうに私確信いたしました。ぜひ古平町議会が意見書を可決したその経緯も含めて双方で条例成立に向けて努力していただきたいと思うのですが、その点について伺います。

**○町長（成田昭彦君）** 今文献調査で7,500万もらったから、だからどうのこうのということではなくて、私はこの後概要調査、そしてそういったものに入っていくわけでございますけれども、その中で今の文献調査がどう進んでいくか分かりませんけれども、私自体はこういった町民の声を聞きながら、そういったことであれば古平町独自のそういった核抜き条例等を制定することは全く問題ないと思っております。私も行政報告で述べたとおり核の持込みに関しては反対しておりますので、その辺を見極めながらこの問題については関わっていきたいと思っております。

**○4番（寶福勝哉君）** 使い道について、現段階で診療所の人件費に使うということだったのでございますけれども、現時点ではほかの福祉、例えば児童福祉などに対しての使い道とか何かお考えがあるのかなというところちょっと聞かせていただきたいと思っております。

**○町長（成田昭彦君）** この電源立地交付金制度自体は、上期と下期に分かれた交付金なのです。そうしますと、もう上期終わっていますので、私どもは下期に対しての申請ということになります。

そうすると、期限が限られてきますので、今こういった基金条例設けるというのは、どこの町村でもこういう形取っているみたいなのですけれども、今逆に産業振興にどういう風評被害があるかというのを見越せない中で、今こういった基金条例をつくって、今見えている医者 of 給料ですとか、そういったものに充てていく。そしたら、そのお金、余力できますので、そういった面を将来的にそういった産業の風評被害等ありましたら、そちらのほうに充てていきたいという考えでございます。

○4番（寶福勝哉君） 非常に理解できました。ありがとうございます。

あと、これもう一点だけちょっと聞きたいのですけれども、今現段階で福祉に活用していくというふうにかじ取りされていると思うのですけれども、例えば福祉ではない、それ以外のことに対してもこの基金というのは使っていける性質なものなののでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 交付金自体は要綱上はある程度幅広く使えるのですけれども、古平町は今ここで医療と福祉施設の運営ということで基金条例作りまして、そこに積み立てますので、この医療と福祉施設の事業にしか使えないことになります。

○5番（梅野史朗君） 今の寶福議員と多少似ているとは思いますが、行政報告の中で電源立地交付金を受け取るのに風評被害に対して受け取るというふうに言って受け取っているものですので、福祉に使うことに対して反対するものではございませんが、これが今の回答ではそれに対して使えないというような答弁、それとあと余力があれば使うという先ほどの答弁ということになっておりました。できれば、風評被害として使うということが大前提になったままですから、余力という言い方でなくて、風評被害をまず中心的に考えるという考え方持っていただけないものかという質問でございます。

○町長（成田昭彦君） 今医者 of 給料にまず充てる、どこの町村でもこういったものいただいているところはそういった人件費に充てておりますけれども、一番手っ取り早いというか、人件費、目に見えて支払いしなければならないものですから、そういったものにまず補助金を充てていって、その分余力という、その分7,500万については使わないわけですから、余っていくわけですから、そういった部分をそういった風評被害、そういった産業振興ですとか、そういったものに充てていきたいということでございますので、そのやりくりがちょっと疑問になるかもしれませんが、そういう考え方で、別に産業振興を無視するということではございませんので、余った金、使い方、そこをもうちょっとご理解願いたいと思います。

○6番（高野俊和君） 今総務課長からお話あったのですけれども、この交付金というのは町内会長会議でも聞きましたけれども、かなりいろいろな範囲に使える。要するにひもがつかない交付金だと思えるのですけれども、今回、今課長、医療と福祉に使う条例を古平町で制定したからこれでしか使えないのだということでありましたけれども、仮に来年この交付金がまた来るとしたら、この条例というのは変えて、また違うものに使うという、そういう条例を新しく立ち上げるとか、そういうことはできるのでしょうか、それとも今年こう決めたらずっとそのままこれも中心にいくという話なのでしょうか。

○総務課長（細川正善君） 来年度以降につきましては、今高野議員がおっしゃったように、新た

にまた別の基金条例をつくって使うことは可能です。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、これから討論を行います。反対討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 7月22日の議員協議会で議員各位にこの関連のお金を、交付金をいただくことの賛否を突然伺いましたよね。それで、そのときに町長が核のごみの是非について問われているものではないからいただくのだと、そういう説明でした。我々核のごみについてよくよく知っているわけではないのです。そういう状態の中でそういうふうに行われると、意見書を採択することに賛成した各議員もやはり揺れ動くのです、気持ち的に。何の前触れもなく突然賛否の意思を出してくれと言われましたけれども、多数が、絶対もらうなという方は少数でしたけれども、そういうふうには混乱が起きます。意見書の内容をよくよく見ていただくと分かりますけれども、北海道知事や積丹町、町長、議会も含めてやはり北海道には核のごみは要らないのだと。文献調査そのものを受け入れないという姿勢の意見書です。そういう意見書を古平町議会が採択している状況からすると、やはり町長はそれに従ってこういう関連のお金はもらうべきではないと、そういう結論に達するのです。いろいろ言われますのはやはり詭弁です。今回のお金をもらうことについて、今基金条例提案されていますけれども、やはりもらうべきでないという立場からすれば、この基金条例に反対せざるを得ないと。

それと、もう一つはほかの町村が全国押しなべて財政困難な中で行政サービスを行っています。降って湧いたようにこのようなお金が飛び込んで来て、それを拒否している実態があるにもかかわらずいただくというのは、新町長のこれからの財政運営にやはり不安を感じている町民が怒ることは間違いありません。みんなもらわないで頑張っている中で、こういうお金をもらわないとやっていけないと、そういう見方をしますので、やはりきちんと断るべきものは断るという姿勢を出していただきたいと思うわけです。

以上がこの基金条例に反対する理由です。

○議長（堀 清君） 次に、原案に賛成の討論を許します。

○8番（山口明生君） 議案第27号に対しての賛成の立場で意見を申し述べます。

今反対討論にありましたような文献調査からくる交付金の是非、またはそれを交付金として申請するかどうかということも27号で問われているわけではございませんので、あくまでもその交付金を基金として使うための条例を制定するという議案でございますので、その点につきましては今必要なものに限定的に活用して、その余力を、余剰したお金で風評対策なり、ほかの事務事業に使っていくという考え方であろうというふうに考えますので、私はこの条例案には賛成いたします。

以上です。

○議長（堀 清君） 次に、反対討論を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第27号 古平町医療・福祉施設等事業運営基金条例案を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(堀 清君) 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第28号

○議長(堀 清君) 日程第5、議案第28号 令和3年度古平町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(細川正善君) ただいま上程されました議案第28号 令和3年度古平町一般会計補正予算(第4号)について提案理由の説明を申し上げます。

議案3ページを御覧ください。今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億3,482万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億3,359万円とするものでございます。

歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、議案の4ページから7ページに歳入歳出それぞれお示ししております。

また、3ページに戻ってください。債務負担行為の補正として、第2条、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によるということで、8ページ御覧ください。第2表に北海道総合行政情報ネットワーク設備移設業務の委託に関する債務負担行為として、令和3年から4年までで、限度額810万円、防災無線設備移設業務の委託に関する債務負担行為として、同じく令和3年から4年までで、限度額370万円を設定しております。これは、現在の役場庁舎から新しい複合施設に防災無線等の設備を移設しなければなりません、どうしても引っ越しぎりぎりまで防災無線等使用しますので、引っ越し自体を令和4年のゴールデンウィークと現在考えていることから、移設業務の委託契約が令和3年から4年にまたがってしまうと。それで、会計年度独立の原則の例外として債務負担行為を設定するものでございます。

また、3ページに戻ってください。第3条、地方債補正として、地方債の追加は、第3表、地方債補正による。

何度も行ったり来たりして申し訳ございません。9ページを御覧ください。第3表に地方債補正として臨時財政対策債の金額が確定したため減額補正するように掲載しております。

ここまでが議決事項であります。

それでは、補正の内容につきましてもう少し詳しくご説明いたしますので、別冊の議案第28号説明資料を御覧ください。令和3年度一般会計補正予算(第4号)説明書と書かれたものです。歳出からご説明いたしますので、4ページ、5ページをお開きください。予算科目の款項目の目ごとにご説明いたします。それでは、2款総務費、1項総務管理費、7目電算管理費です。既定の予算に154万円を追加し、2,979万5,000円とするものでございます。こちらにつきましては、健康増進法に

基づく各種検診結果を市町村間で情報連携できるよう健康情報システムを改修するものでございます。

続きまして、2款1項12目地方創生臨時交付金費です。こちらにつきましては、先ほど町長からの行政報告でありました低所得者等に対する灯油等の購入助成事業の経費でございます。

続きまして、3款1項12目障がい福祉費です。既定の予算に436万円を追加し、4億2,866万4,000円とするものでございます。こちらにつきましては、令和2年度の負担金、もらい過ぎておりましたので、その精算返納金として国や道に返す分でございます。

続きまして、4款1項7目コロナワクチン対策費です。既定の予算に189万7,000円を追加し、1,142万9,000円とするものです。こちらにつきましては、ワクチン接種、当初の見込みを上回ったため補正するものでございます。

続きまして、5款1項3目農業振興費です。既定の予算に9,000円を追加し、196万7,000円とするものでございます。こちらは、古平クリーン水稻生産部会での事業面積が確定したことにより交付額も確定したことから、補正するものでございます。

続きまして、7款5項1目住宅管理費です。既定の予算に336万9,000円を追加し、1,861万4,000円とするものでございます。こちらについては、公営住宅、令和2年度、大雪で軒先の破損等が増加した影響で維持補修費、足りなくなるので、補正するものでございます。

続きまして、9款2項1目学校管理費です。既定の予算に45万8,000円を追加して、2,307万8,000円とするものです。こちらにつきましては、小学校給食センターで使用する給油ポンプが破損したため、漏水したため、その修繕費でございます。

続いて、6ページ、7ページ御覧ください。12款1項1目基金費です。既定の予算に2億1,799万円追加いたしましたして、3億7,516万円とするものでございます。こちら財政調整基金積立てとして4,300万、減債基金として9,999万積み立てしております。こちらは後ほどご説明いたしますが、普通交付税が増えましたので、その分基金を積み立てるものでございます。それと、もう一つが先ほどの議案でありました医療・福祉施設等事業運営基金として、電源交付金を財源として7,500万積み立てるものでございます。

続きまして、13款1項1目職員給与費です。補正額ゼロのまま、既定の予算どおりになります。こちら財源更正です。個別接種を実施した医療機関、うちの海のまちクリニックです。そちらコロナワクチン個別接種実施しましたので、それに対する支援事業の補助金が入ってきました。です。診療所の医師や看護師の人件費に充当するため、財源更正を行うものでございます。

では、歳入のご説明をいたしますので、2ページ、3ページ御覧ください。まず、10款1項1目地方交付税です。既定の予算に3億671万7,000円を追加し、20億6,371万7,000円とするものです。今年度普通交付税の金額が確定し、大幅に増えました。3億671万7,000円増えたところでございます。こちらにつきましては、当初予算で厳しめに見ていたこと、今年の交付税の基礎数値から令和2年の国勢調査の人口を用いることとなっておりますので、厳しく見えていたのですが、それ以上に国の施策であるデジタル社会推進費だとか公債費の交付税措置が増加したこと、さらには古平町のそもそもの税収が落ちておりますので、基準財政収入額が減った関係上、交付税が増えたところ

でございます。

続きまして、13款1項2目衛生費負担金です。既定の予算に189万7,000円追加し、1,143万円とするものでございます。こちらにつきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種件数が増加したため負担金が増えたところでございます。

続きまして、同じく13款2項3目衛生費補助金です。既定の予算に93万5,000円を追加し、1,697万9,000円とするものでございます。こちらにつきましては、先ほど歳出のほうでご説明した健康情報システムを改修するための補助金でございます。

続きまして、14款2項3目衛生費補助金です。既定の予算に718万円追加し、786万3,000円とするものでございます。こちら新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業補助金ということで、先ほど歳出のほうで職員給与費の財源更正を行った補助金でございます。

続きまして、同じく14款2項4目農林水産業費補助金、既定の予算に6,000円を追加して、784万8,000円とするものでございます。こちら先ほど歳出で環境保全農業直接支援交付金、事業内容が固まったということで補助金の金額も固まりましたので、6,000円の追加となっております。

続きまして、14款2項6目消防費補助金、既定の予算に7,500万追加して、8,447万5,000円とするものでございます。こちらは、電源交付金の歳入の部分でございます。

続きまして、17款2項1目財政調整基金繰入金です。既定の予算から1億4,300万減額し、予算額をゼロとするものです。普通交付税、増えた関係上当初予定しておりました財政調整基金の繰入れをしなくてもよくなったということで、減額するものでございます。

続きまして、19款4項2目雑入、既定の予算に1,033万8,000円を追加し、6億5,419万5,000円とするものでございます。こちらは、令和元年度の消防組合負担金金額の精算還付金と財源調整の分の補正でございます。

続きまして、最後になりますが、20款1項8目臨時財政対策債でございます。既定の予算から2,424万8,000円を減額し、6,615万2,000円とするものでございます。こちらは、臨時財政対策債の令和3年の額が確定しましたので、それに合わせた補正でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時19分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 私がこの一般会計補正予算で反対する箇所は、災害対策費補助金で電源立地地域対策交付金の7,500万、この箇所です。あと賛成ですので、お間違えないように。それで、近づくとも人間瞬時に命を落とすという核のごみを命を預かるお医者さんの、また医療の人件費に使うというのはこれまたみそです。先ほどの質疑の中で風評被害に使うという方がいましたけれども、こういうのをやらないこと自体が風評被害を防ぐことなのです。鈴木知事がおっしゃるとおり、ほかの拒否している町村が言っているとおり、こういうのを持ち込まない、北海道に、我が町に。そのことが完全な風評被害対策なのです。だから、核のごみ持ってきて、風評被害対策をやるなんて、これはもってのほかで、どれくらいの広さのところに埋めるものか訳分らない。聞くところによると、低レベルのものまで埋めるような内容の計画らしいです。そういう埋めたところに人が住めるかという町村長もいらっしゃいましたけれども、全くこのお金の使い道、町長が考えているようなやり方はいただけない。医療に財源とする道は、やはりきれいなお金の出どころを探していただいて、そして対応すべきであると。町民に本当に納得のいくやり方を模索していただきたいと。さっきの基金条例、成立して、賛成の方は多数となりましたけれども、こういうややこしいお金、それからやはり医療とかに使うべきではありません。こうなったら、これが認められるとすれば使わないで、行く行くは財政がきちんとしているのであれば国にお返しする方向で考えていただきたい。

以上が反対する理由です。

○議長（堀 清君） それでは、原案に賛成の討論を許します。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第28号 令和3年度古平町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第29号

○議長（堀 清君） 日程第6、議案第29号 古平町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第29号 古平町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

国による行政手続における押印見直しの促進により、関係法令が多岐にわたって改正されております。これに関連しまして、地方税法関係の改正に伴い押印を廃止する改正が必要となった本町の条例を一部改正するものでございます。

説明資料3ページのほうに新旧対照表を載せておりますので、そちらをお開きください。改正箇所につきましては第4条及び第8条でございますが、それぞれ審査申出書、口述書の様式について押印の規定を削る内容としております。様式押印の規定を削る改正でございます。

施行日につきましては、公布日からとしております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。  
これから議案第29号 古平町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第7 議案第30号

○議長（堀 清君） 日程第7、議案第30号 古平町過疎地域における固定資産税及び都市計画税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第30号 古平町過疎地域における固定資産税及び都市計画税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、限時法として効力の期限を定めて規定されていた過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日をもって失効されたことから、本町の関係条例について改正の必要が生じたものでございます。本条例案は、過疎法に基づく過疎地域である本町において旧過疎法の趣旨に沿った事業を行う事業者に対し固定資産税及び都市計画税の課税免除について規定した条例の一部改正となります。

説明資料5ページをお開きください。第1条及び第2条において法律名の改正、それと第2条第3号において旅館業法の改正による文言修正をしております。

施行日につきましては、旧過疎法の経過措置の効力があるため遡及適用は必要ないこととされており、公布日からの施行としております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い

願ひ申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。  
これから議案第30号 古平町過疎地域における固定資産税及び都市計画税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第8 議案第31号

○議長（堀 清君） 日程第8、議案31号 古平町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました議案第31号 古平町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について提案理由の説明をいたします。

議案の15ページと別冊の古平町過疎地域持続的発展市町村計画案、それとさらに本日配付いたしましたA3判の過疎法の変遷という資料をご準備願います。A3の資料はこちらです。本日資料を何種類も配付いたしまして申し訳ございません。

それでは、説明に入らせていただきます。本件は、令和3年4月1日から新たな過疎法が施行されました。正式には過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法とありますが、この法律においても古平町は引き続き過疎地域に指定されることとなります。過疎地域に指定されますと、住民福祉の向上、地域格差是正という過疎法の目的を達成するために過疎債などの様々な財政優遇措置を受けることができます。その優遇措置を受けるために新過疎法第8条第1項の規定に基づきまして議会の議決を得て、過疎地域持続的発展市町村計画、いわゆる過疎計画を策定するものでございます。

では、計画案の内容を説明する前に簡単に過疎法についてご説明いたしますので、A3資料を御覧ください。過疎法は、昭和45年からおよそ10年ごとに制定され、今回が5つ目の法律であります。過疎地域に指定されるには2つの要件がありまして、人口要件と財政力要件がございます。今回の新過疎法では、A3の資料の一番右側を見ていただきたいのですが、昭和50年と平成27年の40年間の人口減少率が基準となります。これまでの過疎法では昭和35年を起点に比較していたのですが、今回の新過疎法では地方から3大都市圏への人口流出が一旦終息した昭和50年と比較することとな

りました。新過疎法での人口要件であります、A3の資料の一番右側、見てください。1つ目として、昭和50年から平成27年の40年間で人口減少率が28%以上、もしくは2つ目として、昭和50年から平成27年の40年間の減少率が23%以上かつ平成27年の高齢者比率が35%以上、もしくは3つ目として、40年間の減少率が23%以上かつ27年の若年者比率が11%以下、もしくは4つ目として、平成2年から平成27年の25年間で人口減少率が21%以上、これの今言った4つのどれかとその下の財政力指数の要件、このどれかに該当すれば過疎地域に指定されることとなります。古平町の27年の国調人口から財政力指数までその下に載せております。古平町は昭和50年から平成27年までの40年間の人口減少率が52%、平成2年から27年の25年間でも35.8%、さらには高齢者比率が40.6%、若年者比率が8.3%、財政力指数が0.12ということで、どれを取っても古平町は該当いたします。ですので、古平町、過疎地域に今回の法律でも指定されることとなります。それで、新過疎法第8条では過疎計画を策定することができると規定されております。必ず策定しなさいという規定ではございませんが、さきにも申し上げたとおり、財政的な優遇措置を受けるため、つまり過疎債を十分に活用して住民福祉の向上など今後のまちづくりを進めるために古平町は過疎計画を策定したいということで、今回議案提案させていただきました。

それでは、過疎計画の内容を説明いたしますので、別添の古平町過疎地域持続的発展市町村計画案、厚いほうを御覧ください。この過疎計画案につきましては、一昨年から策定してきました古平町まち・ひと・しごと創生総合戦略や古平町総合指針に基づいて、整合性を図りながら今回の計画も策定しております。まず、計画の内容ですが、まず1ページから8ページにかけては、計画の基本的事項を掲載しております。1ページから2ページの上段にかけては(1)として古平町の概況、2ページの下段からは(2)として人口及び産業の推移と動向、これまでの人口の推移や産業の推移を記述しております。4ページ下段からは(3)として市町村の財政状況として本町の財政状況などを数字を用いて表で示しているところでございます。7ページには(4)として地域の持続的発展の基本方針を記述しております。この部分につきましては、新過疎法で計画を策定する場合には必ず記述しなければいけないと規定されており、生活環境の整備、地域産業の活性化、地域づくり及び情報化、広報広聴と住民参加として基本方針を記述しております。8ページには、(5)として地域の持続的発展のための基本目標として数値目標を掲げております。そのほかに(6)として計画の評価方法や(7)として計画期間として5年間の計画であるなどと記載しております。

9ページからが具体的な施策の柱です。9ページから10ページにかけて移住、定住、地域間交流の促進、人材育成を掲げております。基本的に今回つくったこの過疎計画では各施策の柱ごとに(1)として現況と問題点を記述しております。それを解消するための方策として(2)にその対策を掲載しております。(3)では具体的な事業計画、(4)として公共施設等総合管理計画との整合性ということで計画をつくってございます。以後46ページまで12本の施策の柱を立てており、全て同じ形をつくっております。

11から20ページにかけては、産業振興を掲載しております。農業、畜産業、林業、水産業、商業、観光及びレクリエーションに分けて記載しており、現時点で行っている事業や、実施できるかどうかその時々状況によって変わりますが、考えられる事業を掲載しております。

21から23ページにかけましては、交通施設の整備、交通手段の確保を掲載しております。道路の整備やコミュニティバスの在り方について記述しております。

24ページから29ページにかけては、生活環境の整備を掲載しております。水道、下水道、廃棄物処理、消防、公営住宅といった町民の生活環境に関わる事項を記述しております。

30ページから35ページにかけては、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進といった少子高齢化が進行する本町の高齢者福祉や児童福祉などについて記載しております。

36ページから38ページには医療の確保、39から41ページに関しては教育の振興を掲載しており、学校教育や社会教育について記載しております。

42ページから43ページにかけては集落の整備、44ページには地域文化の振興と45ページには再生可能エネルギーの利用の促進を記載しております。今建てている複合施設が脱炭素化を目指す施設であることから、太陽光や地熱を活用して省エネに取り組むと記載しております。

46ページにはその他の事項として記載しております。

47から52ページにつきましては、それぞれの柱の事業計画のうち過疎債のソフト事業の対象事業を掲載しております。

最後に、この計画で記載している事業につきましては、現時点で考えられるもの全てを掲載しているもので、必ずやるといったものではありません。毎年の状況を見ながら進めていくこととなっております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 交通の件について書かれている22ページについて伺います。

多岐にわたるので、詳しくまだ見ていないのですけれども、交通のところで高校生の通学の助成をしていますよね。この項目については、どこに書かれているのですか。

○議長（堀 清君） 答弁調整のため暫時休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時45分

○議長（堀 清君） 会議を再開いたします。

○総務課長（細川正善君） 失礼しました。41ページの（3）の計画の中に書かれております。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第31号 古平町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 報告第3号及び日程第10 報告第4号

○議長(堀 清君) 日程第9、報告3号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率についてと  
日程第10、報告第4号 令和2年度決算に基づく資金不足比率については関連がありますので、一  
括議題とします。

報告第3号について報告を求めます。

○総務課長(細川正善君) ただいま上程されました報告第3号 令和2年度決算に基づく健全化  
判断比率について私のほうから報告させていただきます。

議案17ページ及び説明資料7ページをお開きください。本件につきましては、地方公共団体の財  
政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき健全化判断比率、いわゆる実質赤字比率、連  
結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つを監査委員の意見をつけて議会に報告す  
るものでございます。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、一般会計、全ての特別会計において  
赤字額がありませんので、比率はありません。実質赤字比率、連結赤字比率の用語の解説について  
は、説明資料の7ページ下段に記載しておりますので、後ほどご参考としてください。

次に、実質公債費比率については8.7%となっております。この比率の算出方法ですが、説明資料  
の9ページ御覧ください。地方債の元利償還金、つまり借金の返済額につきましては令和元年度よ  
りも増加しておりますが、令和2年は地方交付税が増えたことにより標準財政規模が大きくなった  
ため、比率が前年よりも小さくなったところでございます。この指標は一般会計が負担する地方債、  
借金返しの元利償還金、さらにはそれらに準じる準元利償還金の標準財政規模に占める割合で、国  
は早期健全化基準が25%、財政再生基準が35%と示しており、本町は借金返し、実質公債費比率に  
ついては大きく下回っているところでございます。

最後に、将来負担比率ですが、こちらも指標はありません。説明資料の10ページ御覧ください。

(1)の将来負担額、前年よりも増加しておりますが、それに充てる(2)の充当可能財源等が将  
来負担額以上となったため、指標として現れませんでした。ふるさと基金や財政調整基金、減債基  
金が増えたことにより充当可能財源が確保されたため、指標として現れなかったところでございま  
す。

以上で報告を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀 清君) 続いて、報告第4号について報告を求めます。

○建設水道課長(高野龍治君) 報告第4号 令和2年度決算に基づく資金不足比率についてご報  
告申し上げます。

議案23ページをお開きください。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により簡易水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計の資金不足比率を算出し、監査委員の審査に付した上、その意見をつけて議会に報告するものでございます。その結果につきまして、本紙表にて記載のとおり簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、両会計ともに資金不足比率の算定値はなしでございます。

なお、資金不足比率の算出方法に関しましては説明資料11ページに載せておりますので、ご参考いただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（堀 清君） 報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
○3番（真貝政昭君） 特別会計のほうは別にして、一般会計の今の説明なのですけども、現在も将来も何も財政的に不安な材料はないという説明でしたよね。先ほどの核のごみのあれなんか将来危ないとかという宣伝まくし立てているけれども、何も問題ない。ちゃんと今までどおりにやっていたらやれるあれです。本当に不安をあおるような説明で、ややこしいお金を得るようなことはしないでほしい。

それで、聞きますけれども、この数字を見ただけで一般町民は今の古平町の財政がどのようになっているかというのは全く分かりません。それで、例えば過去5年間からの推移を見ても数字的に問題ないから大丈夫だということなのだけでも、その中身がどのように動いてきているかも理解することはできない。それで、前町政では提出を拒みましたが、過去の町政を担っている方はグラフ化されたものを議会に提出してくれたのです。それを見ると、この健全化の指標というものが一目瞭然で、目で見ることができなのです。古平町の財政状況の変化もちゃんと丁寧に説明してくれました、1枚のグラフだけで。このグラフは、道の議長会が主催した場で国がこういう指標をつくった段階で専門家が全道の議員に説明してくれたものなのです、グラフ化したものを。当時も、もうお辞めになりましたけれども、財政担当の職員もその指標を大事にして議会に提出してくれたのです。新しく町長替わりしましたが、やはり前のおりにグラフ化されたものを議会にこの議案、報告と一緒に提出して、各議員が分かるような状況にしていだけないでしょうか。できるかどうか伺います。

○町長（成田昭彦君） たしか私もその頃いたと思うのですけれども、もっと分かりやすい棒グラフ等で説明あったと思うのですけれども、今後そのような改正は進めてまいりたいと思います。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これで報告第3号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率についてと報告第4号 令和2年度決算に基づく資金不足比率についての報告を終わります。

◎日程第11 同意第3号

○議長（堀 清君） 日程第11、同意3号 古平町教育委員会委員の任命についてを議題としま

す。

提出者の説明を求めます。

○副町長（奥山 均君） ただいま上程されました同意第3号 古平町教育委員会委員の任命についてその提案理由の説明をいたします。

本件は、現在教育委員をされております本間炊氏の任期満了に伴い、その後任に同氏を再び任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

それでは、本間炊氏の主な経歴についてご説明いたします。本間氏は古平町出身で、平成9年3月に北海道女子短期大学初等教育科を卒業後、同年5月から余市町立黒川小学校の期限付教諭として、また平成28年4月からは町内の放課後児童クラブであります一期倶楽部に勤務され、現在は小樽市にあります民間会社に勤務されているところでございます。公職歴といたしましては、平成25年10月1日から古平町教育委員に就任されまして、現在で2期目でございます。また、令和3年4月からは古平町中学校PTA副会長にも歴任されております。

本間氏は人望も厚く、高潔でかつ豊富な識見を有することから、古平町教育委員会委員として適任であると判断し、ご提案申し上げる次第でございます。

それでは、議案中段の記以下の部分を朗読させていただきます。

住所、古平町大字浜町180番地、氏名、本間炊、生年月日、昭和51年4月6日生まれ、満45歳。参考といたしまして、前任者、本間炊氏、任期、平成29年10月1日から令和3年9月30日まで。

以上、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから同意第3号 古平町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 0時56分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第12 認定第1号

○議長（堀 清君） 日程第12、認定第1号 令和2年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

先に一般会計から説明願います。

○総務課長（細川正善君） ただいま上程されました認定第1号 令和2年度古平町各会計歳入歳出決算の認定のうち一般会計についてご説明いたします。

本件は、地方自治法第233条第3項に基づき令和2年決算も監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。このたび議案の35ページ以降に監査委員の意見をつけておりますので、後ほど御覧ください。また、地方公共団体の長は、自治法233条第5項の規定により決算を議会の認定に付すに当たっては当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類を提出しなければならないとされております。それが皆様のお手元にあります薄いほうの令和2年度古平町各会計歳入歳出決算説明資料でございます。説明に当たりましては、今申し上げた説明資料を用いて説明いたします。説明資料をご用意ください。

それではまず、4ページ、5ページお開きください。歳入歳出決算額でございます。上段のほうの表の決算額の欄を御覧ください。歳入決算額につきましては55億6,426万1,812円、歳出決算につきましては55億2,691万3,977円、差引き3,734万7,835円で決算を了しております。この歳入歳出差引きなのですが、右側のほうの摘要欄御覧ください。このうち翌年度へ繰り越す繰越明許費充当繰越額ということで、令和2年から令和3年へ繰り越す、6月の第2回定例会で報告したところでございますが、そのうち106万3,000円が繰越明許費充当額でございます。それ以外の3,628万4,835円が純繰越額となります。

それでは、続いて6ページ、7ページお開きください。こちらにつきましては、歳入の決算額を予算科目ごとに款項目節別に集計したものでございます。

続いて、8ページ、9ページ御覧ください。こちらは、歳出決算額を予算科目の款別に集計したものでございます。

続いて、1つ飛ばして、12ページ、13ページ御覧ください。歳出決算額を性質別に表したものです。こちらの13ページを用いまして令和2年の決算の特徴をご説明いたします。まず、13ページの一番上、1番、人件費でございます。令和2年の決算額5億9,226万7,000円、対前年差引き711万円です。この人件費の特徴といたしましては、真ん中辺に一般職給与ということで、差引き2,851万7,000円と記載されております。こちらにつきましては、令和2年度から会計年度任用職員となりました。賃金から報酬に変わったところでありまして、賃金の際には性質別では物件費の欄に計上していたのですが、会計年度任用職員になりまして、報酬になりましたので、この一般職の給与の部分に計上されることになり、増えたところでございます。続いて、2番、物件費、令和2年決算額7

億8,844万5,000円、対前年5,317万1,000円の増です。特徴といたしましては、役務費、委託料の欄を御覧ください。役務費で4,995万3,000円、委託料で9,074万6,000円増えております。こちらにつきましましては、ふるさと納税が増えたことによりまして返礼品の委託料が増えたことと、あとコロナ対策でもろもろの事業を行った関係上増えたところがございます。続いて、3番、維持補修費です。令和2年決算額1億4,461万1,000円、対前年差引き4,047万2,000円です。ここの特徴といたしましては、中段に道路除雪費とあります。ここ、差引き4,630万9,000円と。R2年度、大雪でありましたので、道路の除雪費がかかっているというところなんです。それと、その3つ下です。住宅維持管理費、差引き1,529万3,000円の減となっております。これは、令和元年に清住団地の防水工事を行って、その結果減ったものでございます。続きまして、扶助費、決算額4億5,258万7,000円、差引き1,015万1,000円であります。続きまして、補助費、決算額9億1,629万8,000円、差引き5億8,623万7,000円です。特徴といたしましては、上から4段目、特別定額給付金です。2億9,470万円増えております。これ昨年コロナ対策で1人当たり10万円の給付金出た関係上これだけ増えております。それと、13ページのほうの右側のほうの表で、補助費の中にプレミアム商品券補助金とありまして、差引き1,334万3,000円増えてございます。こちらは、昨年コロナ関係でプレミアム商品券の補助、2回実施しておりますので、増えたところがございます。続いて、6番、建設事業費、R2年決算額14億3,705万円、差引き9億892万2,000円でございます。特徴としましては、そのすぐ下、中心拠点誘導複合施設建設事業、これで8億6,741万1,000円増えたところがございます。それ以外には、それから4つ下です。火葬場建設事業ということで、令和元年、火葬場造った関係上1億2,721万9,000円減となっております。続きまして、7番、公債費、決算額4億2,249万7,000円、差引き1,040万3,000円の増でございます。町債元金が1,297万3,000円増えております。こちらにつきましましては、平成28年度に借りた過疎債、過疎ソフトの元金の償還が開始した関係上増えております。28年の過疎債の中の大きなものとしては、ほほえみくらすにつながる高校通線の事業なんかが入っております。続きまして、8番、積立金、決算額3億6,295万6,000円、差引き1億5,360万3,000円でございます。こちらにつきましましては、ふるさと納税が増えた関係上ふるさと応援基金で6,330万の積立てが増えております。その他といたしまして6,836万3,000円、様々な基金が増えておりますが、大きなものとしては減債基金が増えております。続いて、11番、繰出金、決算額4億1,020万3,000円、差引き167万1,000円でございます。合計といたしまして、歳出決算額55億2,691万4,000円、対前年差引き17億7,174万1,000円増えているところがございます。

そのまま10ページ、11ページに戻ってください。こちらは、歳入決算額の性質別内訳です。11ページ御覧ください。1番、町税、決算額2億1,206万6,000円、差引き516万1,000円の減でございます。続いて、譲与、消費税等ということで、決算額9,697万8,000円、差引き917万円です。地方消費税交付金が1,335万2,000円増えております。続いて、地方交付税、決算額19億6,001万円、対前年差引き8,263万3,000円です。普通交付税で7,266万5,000円増えてございます。こちらにつきましましては、幼児教育の無償化と、あと社会保障費の関係で増えたところがございます。続いて、11番、分担金及び負担金、決算額499万2,000円、差引き16万2,000円です。その下、12番、使用料、手数料です。決算額7,417万7,000円、差引き5,402万1,000円のマイナスでございます。大きな要因といたしまし

ては、上から5段目、診療所使用料ということで5,002万2,000円減っております。こちらにつきましては、令和2年度から院外薬局になりましたので、院内薬局から院外薬局に変わりましたので、その分減ったところでございます。続いて、13番、国庫支出金、決算額13億4,561万5,000円、差引き9億6,875万8,000円です。大きな増要因につきましては、上から7段目、真ん中辺のちょっと上です。社会資本整備（都市再構築）ということで、差引き1億8,860万円増えております。これは、複合庁舎の建設に係る補助金でございます。続いて、その2つ下、特別定額給付金事業費補助金、1人当たり10万円くれたあの補助金が3億711万4,000円増えております。さらに、その下、地方創生臨時事業費補助金ということで2億1,736万9,000円増えております。コロナ対策で行うためにいただいた補助金です。さらに、その国庫支出金の欄の下から4段目、字がすごく小さくて見づらいたのですが、水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助金と書かれております。これ令和1年から令和2年に繰り越した事業で、漁協の冷蔵庫の部分です。これが1億9,722万7,000円増えております。続いて、道支出金です。決算額1億8,463万5,000円、差引き1,343万円の減です。続きまして、15、財産収入、決算額550万6,000円、差引き324万8,000円の減です。続きまして、16番、寄附金です。決算額4億7,652万円、差引き1億7,158万7,000円です。こちらの増要因は、ふるさと納税が増えたことによるものでございます。ふるさと応援基金で1億7,039万7,000円増えております。続いて、17番、繰入金、決算額1億1,834万4,000円、差引き1億1,000円、こちらにつきましてはコミュニティセンター建設、さらには庁舎建設基金、今の複合庁舎建設に当たって基金を取り崩して歳入に編入しましたので、その分で増えております。それと、これまでのふるさと応援基金で事業に充当するために3,300万繰入れしたところでございます。続きまして、18、繰越金、決算額6,242万3,000円、差引き7,315万8,000円のマイナスでございます。続きまして、19番、諸収入です。決算額1億48万9,000円、差引き2,088万7,000円の増です。これの要因といたしましては、その欄の下から4段目、二酸化炭素排出抑制対策事業費ということで1,424万5,000円になっております。これも複合施設建設絡みのエネ工事業に充てるためのものでございます。続いて、20番、町債です。決算額9億2,250万6,000円、差引き5億4,248万4,000円の増です。その下、中心拠点誘導複合施設建設事業債で6億2,310万円、複合施設建設で起債の借入れが増えております。その下のあと火葬場建設事業で1億2,900万、事業が終わりましたので、減ったところでございます。それと、真ん中辺に冷凍冷蔵施設整備費補助事業債ということで8,060万記載しておりますが、これは先ほど申した令和元年から令和2年に繰り越した漁協の冷蔵庫の補助金の財源にするために発行した起債でございます。歳入合計55億6,426万1,000円、対前年差引き17億4,666万4,000円増えたところでございます。

続いて、15ページ御覧ください。町税の徴収実績でございます。現年課税分の欄の調定額の合計を御覧ください。実際調定額2億974万5,236円に対して、収入済額2億606万5,693円です。令和2年の収納率98.2%、令和元年の収納率97.7%ですので、収納率、向上しております。その下、町税総額のところを御覧ください。町税総額では2億2,276万4,417円の調定額に対して、収入済額2億1,206万6,234円、令和2年収納率95.2%、令和元年収納率に比べまして大きく改善しているところでございます。

続いて、20ページ、21ページ御覧ください。20ページは、歳入の部分の決算額を経常的収入と臨

時的収入に分けたものでございます。令和2年の決算の特徴といたしまして、コロナ対策だとか複合施設建設しておりますので、大きく臨時収入が増えているのが特徴となっております。同じく21ページには、歳出決算額を経常的支出と臨時的支出に分けてございます。何度も言いますように、令和2年は複合施設関連で臨時的支出が増えているところでございます。その21ページの欄外御覧ください。経常収支比率と記載してございます。84.5%と記載しておるのですが、この経常収支比率、財政構造の弾力性を測定する指標でございます。低ければ低いほど財政にゆとりがあり、弾力性があるということで、政策的に使えるお金が多くあるとされるものでございます。一般的に80%を超える場合は、財政の弾力性に欠けると言われております。前年よりは改善はしておりますが、依然として弾力性には欠けるということになります。

続いて、24ページ、25ページ御覧ください。令和2年に発行した起債の状況調査でございます。上段のほうの表の合計欄に9億2,250万6,000円、これだけの起債を発行いたしました。この起債に対してどのような起債を発行したのかというのが24ページの下段です。過疎対策事業債から減収補填債までです。そこに交付税措置率も記載しております。古平町、基本的に起債を発行するに当たっては交付税措置のある有利な起債を探して発行しておりますので、実際には9億2,250万6,000円発行いたしまして、交付税措置額が理論的にはその右側に書かれている4億7,516万6,000円交付税措置があるということになります。

続いて、27ページ御覧ください。地方債の現在高調書です。今ご説明した起債なのですが、令和元年度末には38億2,352万4,000円の起債がありました、令和2年中に今申したとおり9億2,250万6,000円発行しまして、元金の償還としては4億853万2,000円返還しておりますので、償還しておりますので、令和2年度末には43億3,749万8,000円の地方債残高があるということになります。

続きまして、33ページ御覧ください。33ページから72ページにかけまして、主要な施策に関する報告書ということで掲載しております。様々な事業につきまして詳しく決算額や利用状況などを掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

続きまして、73ページお聞きください。73ページから101ページにかけましては、主要な施策に関する報告書のうち建設事業について記載しております。1ページめくってもらって、74ページ、75ページには補助事業と単独事業に分けて記載しております。さらに1ページめくってもらって、76ページ、77ページにつきましては予算科目の款ごとに補助、単独に分けて記載しております。総務費のところが大きく事業費計上しておりますが、こちらにつきましては複合施設建設に係る分でありますので、大きく膨らんでいるところでございます。続きまして、78、79ページ御覧ください。こちらは、予算科目の款ごとに事業名別に掲載したものでございます。続いて、80ページ、81ページです。こちらは、過疎ソフト事業につきまして款別に掲載しているものでございます。82ページから101ページにかけましては事業別に詳しくその内容だとか財源など、見取図などを用いて掲載しているところでございます。

続いて、104ページ御覧ください。ここからは、主要な財政数値を掲載しております。この財政数値を用いてR2年の決算後の古平町の財政状況を客観的にご説明いたします。まず、1つ目、104ページ、実質的単年度収支の推移というところでございます。1番右側の2年度というところを御

覧ください。この2年度の欄の歳入決算額55億6,426万1,000円、その下、歳出決算額が55億2,691万4,000円です。この歳入から歳出を差し引いた形式収支が3,734万7,000円です。ただし、このうち翌年度へ繰り越して必ず使わなければいけない繰越明許費財源が106万3,000円ということで、それを差し引いた実質収支が3,628万4,000円ということになります。ただし、この歳入の決算額の中には前年度繰越金が5,273万8,000円入っておりますので、その年の収入とその年の支出だけの単年度収支で見ますと1,645万4,000円の赤でございます。古平町のような小さな財政規模のところでは、突発的な支出でこの単年度収支、増減することが多々あります。ですので、古平町としては経常的にかかる経費につきましてはなるべく抑えていかなければいけないというような財政運営が求められることとなります。また、その表のHの部分、財調積立てというところなのですが、財政調整基金に積み立てたのが2,640万円でございます。ですので、実質単年度収支としては994万6,000円ということになります。その下のその他積立金ということで3億3,655万6,000円、その他基金の取崩して1億1,515万6,000円ありますので、実質的単年度収支としては2億3,134万6,000円ということになります。このLの欄のその他基金積立てですが、これはふるさと納税に伴いますふるさと基金の積立てで増えているところでございます。

続きまして、105ページです。一般財源の推移ということで、先ほども申しましたが、令和2年度の欄御覧ください。地方交付税が増えておりますので、標準財政規模が膨らみ、使える一般財源は増えたというところでございます。

続いて、108ページ御覧ください。公債費の推移という欄です。公債費、一番右側、令和2年の決算が4億2,249万7,000円と、対前年1,040万3,000円となっております。今後、複合施設建設しておりますので、起債額増えております。ですので、この公債費につきましては今後一定程度は増える見込みでございます。

続いて、109ページ、地方債残高及び地方債借入額の推移です。こちら地方債残高、先ほど説明しましたが、一般会計では43億3,749万8,000円でございます。他会計含めまして、特別会計含めまして古平町では、合計欄見てください。58億8,612万9,000円となったところでございます。

続きまして、110ページ御覧ください。地方交付税の推移でございます。令和2年度普通交付税臨財債、さらには特別交付税を足し込んだ交付税総額としては20億1,181万6,000円となっております。この交付税総額、歳入総額に占める割合としては36.2%でございます。先ほどから申しているように、R2年度につきましては臨時的な要素で歳入総額膨らんでおります。ですので、R元年度と比較しますと、R元年度の交付税総額は19億3,059万9,000円、こちらは歳入総額に占める割合が50.6%となっております。たまたまR2年度は歳入総額、臨時的に増えていますので、交付税の占める割合が36.2%ですが、通常でいくと半分が交付税が歳入に占めているということになります。交付税に頼った歳入となっているところでございます。

続いて、111ページ、町税の推移を御覧ください。R2年度の町税ですが、先ほどもちょっと申したところですが、2億606万5,000円となっております。歳入総額に占める割合が3.7%です。こちらR2年度は歳入総額、臨時的に膨らんでおりますので、R元年度で見ますとR元年度の町税総額が2億998万4,000円ですので、歳入に占める割合としては5.6%ということになっております。

続いて、112ページ御覧ください。基金の推移です。一番上の基金残高御覧ください。古平町の令和2年度末の基金残高としては22億3,660万円です。そのうち何にでも使える財政調整基金が6億6,240万円、減債基金、借金返しに使う基金が4億8,920万円、それ以外にふるさと応援基金、ふるさと納税が5億8,100万円あるところでございます。

続いて、113ページ御覧ください。ふるさと応援寄附金の状況でございます。上のほうの表の令和2年の上から2段目御覧ください。寄附額、令和2年ふるさと納税4億7,442万円ございました。今までためたこのふるさと寄附金を充てた事業がその下、113ページの下段に書かれている表にふるさと応援基金、充当したところでございます。

以上で一般会計のR2年度の歳入歳出決算の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定くださるようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） それでは、一般会計の説明が終わりましたので、次に国民健康保険事業特別会計の説明をお願いします。

○町民課長（五十嵐満美君） 私のほうから令和2年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

説明資料のほうで説明させていただきます。説明資料119ページをお開きください。令和2年度の国保会計歳入歳出決算につきましては、346万5,306円を残しての黒字決算となっております。

それでは、歳出のほうから説明いたします。同じく説明資料の123ページをお開きください。1款1項総務管理費、決算額1億2,395万2,222円で、主に職員の人件費と町民の健康診断委託料、広域連合への負担金で決算しております。

2項徴税费、決算額21万394円、印刷製本費及び郵便料が主な支出となっております。

3項審議会費、決算額2万738円、これにつきましては審議会開催経費でございます。

2款基金積立金、2年度につきましては100万円を積み立てております。

3款1項償還金及び還付加算金、決算額23万5,100円は過年度に過誤納付されました保険税還付に係るものでございます。

続きまして、歳入のほうに移ります。122ページでございます。1款1項国民健康保険税、決算額6,726万9,154円で、収納率につきましては84.4%となっており、前年度より3ポイントアップとなっております。詳細につきましては、説明資料127ページに載せてございますので、後ほど御覧ください。

1つ飛ばしまして、3款1項他会計繰入金、決算額は4,918万7,757円で、前年度より200万円ほど減となっております。

続きまして、4款繰越金、元年度分の繰越しになっております。

続きまして、5款諸収入、主なものにつきましては3項受託事業収入で、広域連合からの健診に係る受託収入、それから雑入で元年度分の後志広域連合の分賦金の精算還付金が入っております。

6款国庫支出金ですが、オンライン資格確認に係るシステム改修費用の補助となっております。

以上で令和2年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） それでは、国民健康保険事業特別会計の説明が終わりましたので、次に後期高齢者医療特別会計の説明を願います。

○町民課長（五十嵐満美君） 令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

説明資料のほう131ページをお開きください。令和2年度の後期高齢者会計歳入歳出決算でございますが、歳入歳出差引額16万2,424円を翌年度へ繰り越しまして、決算を了しております。

歳出のほうから説明いたしますので、135ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、決算額904万6,221円、これにつきましては職員の人件費、それからシステム改修に係る経費が主な支出となっております。

2項徴税費、決算額23万8,083円につきましては、主に納付に係る印刷製本費でございます。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金、決算額5,900万3,630円で、前年と比較しまして270万円ほど増額となっております。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は、過年度分の過誤納付されました保険料の還付金となっております。

続きまして、歳入のほうの説明に移ります。134ページでございます。1款1項後期高齢者医療保険料、決算額3,619万1,780円ですが、収納率で見ますと前年度と比較しまして現年、過年度分合わせまして1.4ポイントの増となっております。

1つ飛ばしまして、3款1項一般会計繰入金、決算額3,191万1,237円、主な内容につきましては基盤安定負担金、職員給与費等に係る繰入金となっております。

5款諸収入のうち3項受託事業収入につきましては、後期高齢者広域連合からの健康診査業務に係る受託収入でございます。

6款国庫支出金、1項国庫補助金6万6,000円でございますが、税制改正に係るシステム改修費用、これの20%分の補助金となっております。

以上で令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） それでは、後期高齢者医療特別会計の説明が終わりましたので、次に簡易水道事業特別会計の説明を願います。

○建設水道課長（高野龍治君） 令和2年度古平町簡易水道事業特別会計の決算についてご説明いたします。

説明資料で説明します。説明資料141ページをお開きください。歳入歳出決算の総額は歳入歳出それぞれ1億3,961万4,231円でした。歳入歳出差引きにつきましては、ゼロでございます。

次に、歳入を説明します。144ページをお開きください。1款1項負担金29万9,500円の収入でした。

2款1項使用料8,430万8,023円の収入で、ここでは水道料金が収入されております。対前年増減では1,212万2,793円の減でした。ここにつきましては、新型コロナウイルスの影響に関連した料金の減免による減収でございます。

飛ばしまして、4款1項他会計繰入金3,206万371円の収入でした。これは、一般会計からの繰入れでございます。その内訳としましては、公債費の交付税算入相当額としまして1,832万1,000円、それと先ほどの新型コロナウイルスに関連した料金の減免に伴う減収補填としまして1,373万9,317円が繰入れされております。

4款2項基金繰入金159万9,729円の収入で、これにつきましては収支を均等化する簡易水道財政調整基金の繰入れでございます。

5款1項繰越金876万900円の収入で、前年決算の剰余金の収入でございます。

飛ばしまして、6款2項受託事業収入501万5,828円の収入で、受託工事などの収入でございます。

6款3項雑入751万4,870円の収入で、ここにつきましては歌棄配水管の移設補償費などが収入されております。

引き続き歳出を説明します。次のページを御覧ください。1款1項総務管理費2,119万6,855円の支出で、会計の運営に伴う職員人件費や消費税納付金などがここで支出されております。

2款1項施設管理費2,719万292円の支出で、ここにつきましては浄水場や配水管の維持管理経費などが支出されております。

2款2項施設整備費4,071万670円の支出で、施設更新計画の策定や量水器更新工事などを支出しております。

3款1項公債費3,929万2,834円の支出でございました。

4款1項基金費676万円の支出で、簡易水道財政調整基金への積立金でございます。

4款2項給水工事受託事業費446万3,580円の支出で、消火栓工事などを受託し、発注する経費がここで支出されております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いいたします。

**○議長（堀 清君）** それでは、簡易水道事業特別会計の説明が終わりましたので、次に公共下水道事業特別会計の説明を願います。

**○建設水道課長（高野龍治君）** 令和2年度古平町公共下水道事業特別会計の決算についてご説明いたします。

説明資料で説明いたします。説明資料155ページをお開きください。歳入歳出決算の総額は、歳入歳出それぞれ1億8,923万2,258円でした。歳入歳出差引きにつきましては、ゼロでございます。

次に、歳入を説明します。158ページをお開きください。1款1項負担金8万9,530円の収入で、これにつきましては受益者負担金が収入されております。

2款1項使用料2,841万4,770円の収入で、ここでは下水道使用料が収入されております。対前年増減では238万6,580円の減でございました。これにつきましては、新型コロナウイルスの影響に関連した料金の減免による減収でございます。

飛ばしまして、3款1項国庫補助金416万9,000円の収入で、計画更新費などの財源に充てられております。

飛ばしまして、5款1項一般会計繰入金1億5,239万8,734円の収入でございます。基準内繰入れでは1億2,581万4,988円、基準外繰入れの赤字補填としましては2,233万5,605円、それと新型コロナ

ナウイルスに関連した料金減免に伴う減収補填としまして424万8,141円が繰入れされております。

飛ばしまして、8款1項町債410万円の収入で、下水道施設の更新費の財源として発行された事業債でございます。

引き続き歳出を説明します。次のページを御覧ください。1款1項総務管理費1,719万3,229円の支出で、ここにつきましては会計の運営に伴う職員人件費や消費税納付金などが支出されております。

2款1項施設費4,885万3,425円の支出で、ここでは下水道施設の整備費や維持管理経費が支出されております。主な支出としまして、施設計画更新費の支出がされております。

3款1項公債費1億2,318万5,604円の支出でございました。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） それでは、公共下水道事業特別会計の説明が終わりましたので、次に介護保険サービス事業特別会計の説明を願います。

○保健福祉課長（和泉康子君） 令和2年度介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

それでは、決算説明資料を使って始めさせていただきます。説明資料の172ページをお開きください。これは介護保険サービス事業の款別内訳書でございまして、記載のとおり歳入歳出予算総額5,088万円に対しまして、決算額は歳入歳出それぞれ4,389万8,496円となっており、執行率は86.3%となっております。

続きまして、1ページ戻りまして、170ページ、171ページをお開きください。下段に過去5年間の決算状況を記載しておりますが、当初22年度からは単年度収支の黒字決算が続いておりまして、翌年に繰り越してございましたが、平成28年度からは単年度収支が赤字となり、28年度は前年度繰越金を充て、29年度においては前年度繰越金及び一般会計から財政支援として繰入れし、30年度からは一般会計から財政支援、赤字補填として同額繰り入れ、決算を了してございました。令和2年度におきましても単年度収支が632万362円の赤字額となり、前年度繰越金がございませんので、一般会計から財政支援として同額繰り入れ、決算を了しております。繰入れ金額は、前年と比較しまして778万6,060円の減額となっております。

それでは、4つの介護サービス事業の決算状況の概略をご説明しますので、次のページ、172ページにお戻りください。下段のサービス事業収入内訳で、古平町デイサービスセンターを御覧ください。こちらは、サービス収入等2,765万3,129円に対し、歳出、社会福祉協議会への委託料などが3,242万7,148円で、477万4,019円の赤字決算となりました。前年度比570万2,873円の赤字が減額となっております。その大きな要因といたしましては、利用者及び1人当たりの利用回数が増えたことによりましてサービス収入が約380万円増となったことと歳出におきまして社協への委託料が約190万減となったことによるものです。この委託料の減につきましては、常勤の看護師でありましたが、令和2年度につきましてはパートの看護師ということで、職員の人件費が削減されたものでございます。

その下、2つ目の事業、ショートステイ、元気プラザですが、歳入346万6,996円に対し、歳出278

万2,046円で、68万4,950円の黒字で決算しております。前年度比28万6,682円の黒字が減となっておりますが、要因としましては利用日数の減により収入が減少したことによるものです。

隣、173ページに移りまして、3つ目の事業、古平町居宅介護支援事業、こちらは要介護1から5までのケアプランを作成する事業です。歳入303万7,220円に対し、歳出832万9,085円となり、529万1,865円の赤字で決算しております。前年度比48万5,692円の赤字の減額となっております。これは、介護認定等によりまして新規利用者が増えたことにより年間でケアプラン作成件数が42件増えたことによりサービス収入が増となったことによるものです。ここでは、1名分の人件費を計上しております。

その下、4つ目の事業、包括支援センター、こちらは要支援1、2の方のケアプランを作成する事業所です。歳入342万690円に対し、歳出36万217円となり、306万473円の黒字で決算しております。前年度比188万4,133円の黒字増となっております。大きな要因としましては、平成29年度の制度変更により予防プランにおいては介護報酬を介護サービス会計収入と一般会計の地域支援事業受託収入として2つの会計で受け入れておりましたが、令和2年度につきましては後志広域連合が審査支払い事務を国保連合会に委託したため、一般会計で受けていた地域支援事業受託収入分193万5,400円が介護報酬に加わったことによるものです。詳細につきましては、後ほど説明資料の182ページを御覧ください。もう一つの大きな要因といたしましては、担当者の人件費を一般会計で計上していることによるものです。また、4事業に対しまして新型コロナウイルス感染拡大防止対策の経費としまして感染症緊急包括交付金を受けております。4つの事業合わせまして156万8,000円となっており、これに対しまして感染予防対策の消毒液やパーティションなどを取りそろえております。以上のことと2款の予備費について支出がありませんでしたので、収入不足となったデイサービスセンター、居宅介護支援事業所、任意事業の赤字の合計からショートステイ事業と包括支援センターの黒字額の合計と雑入を差し引いた632万362円が単年度収支の赤字額となりました。

各事業の実績、介護報酬の詳細につきましては176ページ以降を後ほど御覧いただきたいと思いません。

以上で令和2年度古平町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願いいたします。

○議長（堀 清君） 以上で認定第1号 令和2年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についての説明が終わりました。

本件につきましては、例年全員で構成する決算審査特別委員会を設置して審査しているところでございます。

お諮りします。認定第1号 令和2年度古平町各会計歳入歳出決算の認定については全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号 令和2年度古平町各会計歳入歳出決算の認定については全員で構成する決

算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時14分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第13 陳情第2号

○議長（堀 清君） 日程第13、陳情第2号 2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

総務文教常任委員長からお手元に配付したとおり、委員会審査報告書が提出されております。

お諮りします。本案についての委員長報告は、会議規則第40条第3項の規定により省略することにしたと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長報告は省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから陳情第2号 2022年度地方財政の充実・強化を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第14 陳情第4号

○議長（堀 清君） 日程第14、陳情第4号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情を議題とします。

お諮りします。陳情第4号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第4号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第15 陳情第5号

○議長(堀 清君) 日程第15、陳情第5号 「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める陳情を議題とします。

お諮りします。陳情第5号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査としたいと思えます。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号 「国の責任による『20人学級』を展望した少人数学級のさらなる前進」を求める陳情は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第16 陳情第6号

○議長(堀 清君) 日程第16、陳情第6号 「特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善」を求める陳情を議題にします。

お諮りします。陳情第6号は、会議規則91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思えますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 討論ないようですので、討論を終わります。

お諮りします。陳情第6号を採択することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号 「特別支援学校の実効ある設置基準の策定及び特別支援学級の学級編制標準の改善」を求める陳情は採択することに決定しました。

◎日程第17 陳情第7号

○議長(堀 清君) 日程第17、陳情第7号 「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める陳情を議題とします。

お諮りします。陳情第7号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思  
います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号 「大学生等への給付奨学金制度の拡充」を求める陳情は総務文教常任委員  
会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第18 陳情第8号

○議長(堀 清君) 日程第18、陳情第8号 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入  
中止を求める意見書採択についての要望書を議題とします。

お諮りします。陳情第8号は、産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思  
います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第8号 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入中止を求める意見書採択  
についての要望書は産業建設常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第19 陳情第9号

○議長(堀 清君) 日程第19、陳情第9号 「保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化  
を求める意見書」(案)採択を求める陳情書を議題にします。

お諮りします。陳情第9号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思  
います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第9号 「保健師等の大幅増員・保健所機能の抜本的強化を求める意見書」(案)  
採択を求める陳情書は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しまし  
た。

◎日程第20 陳情第10号

○議長(堀 清君) 日程第20、陳情第10号 人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南  
部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請することにかかる議員提案の要請を議題とし  
ます。

お諮りします。陳情第10号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査にしたいと思  
います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、陳情第10号 人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請することにかかる議員提案の要請は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（堀 清君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

17日の本会議は、決算審査特別委員会終了をもって、時間を繰り下げて開催することにしたいと思えます。

本日はこれにて散会します。

散会 午後 2時25分

上記会議の経過は、書記  
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員